

川本町人材センター利用説明書

□作業内容

○主に草刈り、伐木、剪定など

※急な斜面を伴う場所、会員または事務局が危険と判断した場所などはお断りします。

□作業単価

○町内在住者…@1,200/時間

○町外在住者…@1,800/時間

※町内在住者…川本町において生活（居住）している方

○機械使用料…@200/時間

○燃料…@250/10

○その他…ハチ駆除用スプレー（巣の駆除ではなく、ハチの駆除のために使用）

※作業場所及び作業に支障がある場所にハチの巣がある場合のみ、スプレーを購入し代金を請求させていただきます。

□注意事項

○初めてご利用の方につきましては、

①依頼者ご本人による作業場所の現地確認

②町内在住の親族または親戚による作業場所の現地確認

上記①または②による作業場所の現地確認が行えない場合は、依頼をお断りさせていただきます。

○作業人数は本会で決めさせていただきます。（事故防止などのため1人～）

○作業時間は1時間から始まり、1時間を超えた作業は30分単位での請求になります。

○主に個人宅の草刈り作業を行うため、行政・企業・法人などは受け付け出来ません。

○刈った草は、刈りっぱなしまたは作業場所に集めるのみとなります。

○邑智郡クリーンセンターへの草・木の持ち込みは行えません。（行政指導により）

○ハチの駆除をしながら作業を行います。巣の駆除はしません。また、巣により作業が行えない場合は、依頼者にその旨を連絡し、巣の駆除（依頼者自身が業者選定、業者への依頼）をしていただくから、作業に入ります。

○繁忙期（5月～11月）・天候・会員の都合などにより、作業日がズレることがあります。また、作業依頼は余裕をもってご依頼いただき、急なご依頼は致しかねます。

○請求書につきましては、会員から事務局に作業完了の報告を受けてから請求書を送付します。請求日の翌月末日までにお振込みをお願いします。振込先は島根県農業協同組合、山陰合同銀行のいずれかになり、振込手数料はお客様負担をお願いします。

○物価高・燃料高騰などの理由により、価格を変更させていただくことがあります。その際は、都度文書にてお知らせをしますので予めご了承ください。

○2回目以降の作業依頼は事務局（0855-72-0104）までご連絡ください。複数回の依頼もその都度ご連絡ください。

○その他の作業・依頼は会長が判断します。